

## 県税事務所からの **お知らせ**

### スマートフォン決済アプリを利用した納税のご案内

- ★ 兵庫県の県税については、スマートフォン決済アプリ「PayB」、「PayPay」、「LINEPay」で納税できます。銀行やコンビニエンスストア等へ行く手間が省け、時間・場所を問わず納付いただけます。（コンビニ収納用バーコードが印字されている納付書が必要です。）
- ★ スマートフォン等で納付書に印字されている「コンビニ収納用バーコード」を読み込んで利用してください。  
※コンビニ収納期限を過ぎた納付書は利用できません。納付書1枚あたりの合計金額が30万円を超える場合は利用できません。  
※金融機関やコンビニエンスストア、県税事務所の窓口では、スマートフォン決済アプリを提示する方法で納付できません。
- ★ スマートフォン決済アプリを利用して納税手続きをされた場合、領収証書は発行されません。
- ★ 納税証明書はすぐには発行できません。納税証明書が必要な場合は、兵庫県下の県税事務所で発行しますので、県税事務所収納管理担当課までお問い合わせください。なお、納税手続後、約1週間は納税確認ができません。  
※納税証明書がすぐに必要な方は、県税事務所で納税いただくか、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納税し、領収証書をご持参の上、県税事務所で納税証明書の交付申請を行ってください。

兵庫県 スマートフォン決済

### 不正軽油について

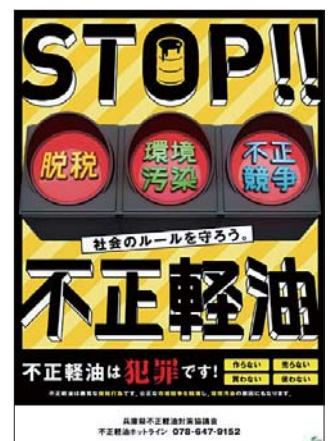
不正軽油とは、県の承認を受けずに軽油に灯油や重油等を混ぜた油などをいい、これを製造・販売・使用することは違法であり、罰則の適用があります。

- ① 不正軽油は、悪質な脱税行為です。
  - ・本来納めるべき軽油引取税（1リットルあたり32.1円）を不正に免れ、県の財政に重大な悪影響を及ぼし、不法な利益が暴力団等犯罪組織の資金源となることもあります。
- ② 排ガス中のPM（粒子状物質）やNOx（窒素酸化物）など大気汚染の原因となる物質を増加させ、人体へ悪影響を及ぼします。
- ③ 石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。
- ④ エンジンの不具合・損傷の原因となります。

このような場合は、「不正軽油」かもしれません！

- 飛び込みで安い軽油の売り込みがある。
- 軽油が黒色や茶褐色をしている。  
（通常の品質の軽油は半透明または薄黄色です。）
- 油のにおいに加えて、鼻につくような刺激臭があり目が痛い。
- エンジンがかかりにくくなった。
- 燃費が悪くなったり、馬力が落ちた。
- 深夜・早朝に不審なタンクローリーが出入りしている。

お問い合わせ先 **不正軽油ホットライン ☎078-647-9152**



令和4年度不正軽油ポスター

お問い合わせ先

兵庫県淡路県民局 洲本県税事務所

個人事業税（課税第1課） ☎0799-26-2026（直通）

確定申告書第二表の記入について

～個人事業税についてのお知らせ～

県内で事業を営んでいる個人の方で、所得税の確定申告または、市・県民税の申告をした場合は個人事業税の申告があったものとして取り扱われます。

所得税の確定申告書や市・県民税の申告書には「事業税に関する事項」欄が設けられています。この欄は個人事業税の計算上必要ですから、個人事業税が課税になる事業所得などがある方で該当項目があれば、必ず記入してください。

※該当項目があるにもかかわらず申告及び記載がない場合は、事業税の各種控除が受けられませんのでご注意ください。

(所得税及び復興特別所得税の確定申告書第二表)

●住民税・事業税に関する事項

( 省 略 )											
事業税	① 非課税所得など	②	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前の不動産所得	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額					事業用資産の譲渡損失など					○
	上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	○	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与				円

①非課税所得など

非課税所得がある場合や税率の異なる事業を併せて行っている場合には、非課税所得または税率の低い方の事業について、所得が区別できる場合は所得金額を、区別できない場合は収入金額を記載し、対応する番号を記載してください(収入金額を記載された場合は「所得」を「収入」に訂正してください)。

なお、医業については、番号を8と記入のうえ、「所得金額」を「社会保険診療収入金額」と訂正し、社会保険診療収入金額を記入してください。

②不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額がある場合はその額を記載してください。

③事業用資産の譲渡損失など

事業税が課税される事業に使用していた機械・車両・備品などの事業用資産を、その事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡して生じた損失額を記載してください。

なお、譲渡益と譲渡損がある場合は、損益通算せず、損失額のみを記載してください。

(この欄に記載がある場合は、申告書第一表の⑧欄及び、第二表の「雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」欄にも記載してください)。

④前年中の開(廃)業

令和4年中に事業を開始または廃止した場合は、「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記載してください。

⑤所得税で控除対象配偶者などとした専従者

事業主と生計を一にする配偶者や、15歳以上のその他親族で、その事業に専ら従事している者に対して給与の支払いが実際にされている場合は、所得税の青色申告で、配偶者控除や扶養控除の対象とした親族でも、事業税では事業専従者にできますから、この欄に記載してください。